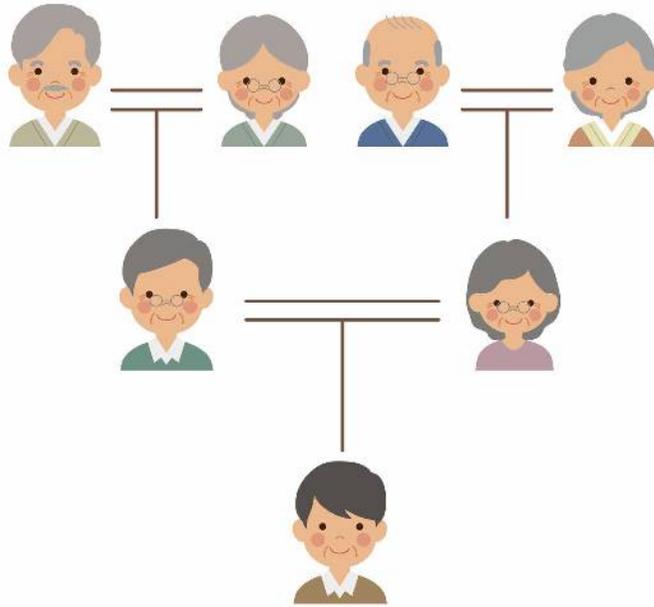


# < 相続手続の進め方 >



行政書士 河合 淑夫

# 相続とは？

亡くなった方の財産や権利を、家族が引き継ぐことです。

たとえば…

- 預金
- 不動産
- 車
- **借金** などにも対象になります



# 相続手続の全体の流れ

1. 死亡届の提出
2. 相続人の確認（戸籍の取り寄せ）
3. 遺産の調査
4. 分け方を話し合う（遺産分割協議）
5. 名義変更や税金の手続き

## 相続手続の全体の流れ

### 1. 死亡届の提出



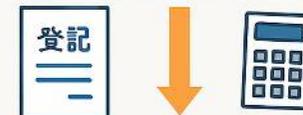
### 2. 相続人の確認



### 3. 遺産の調査



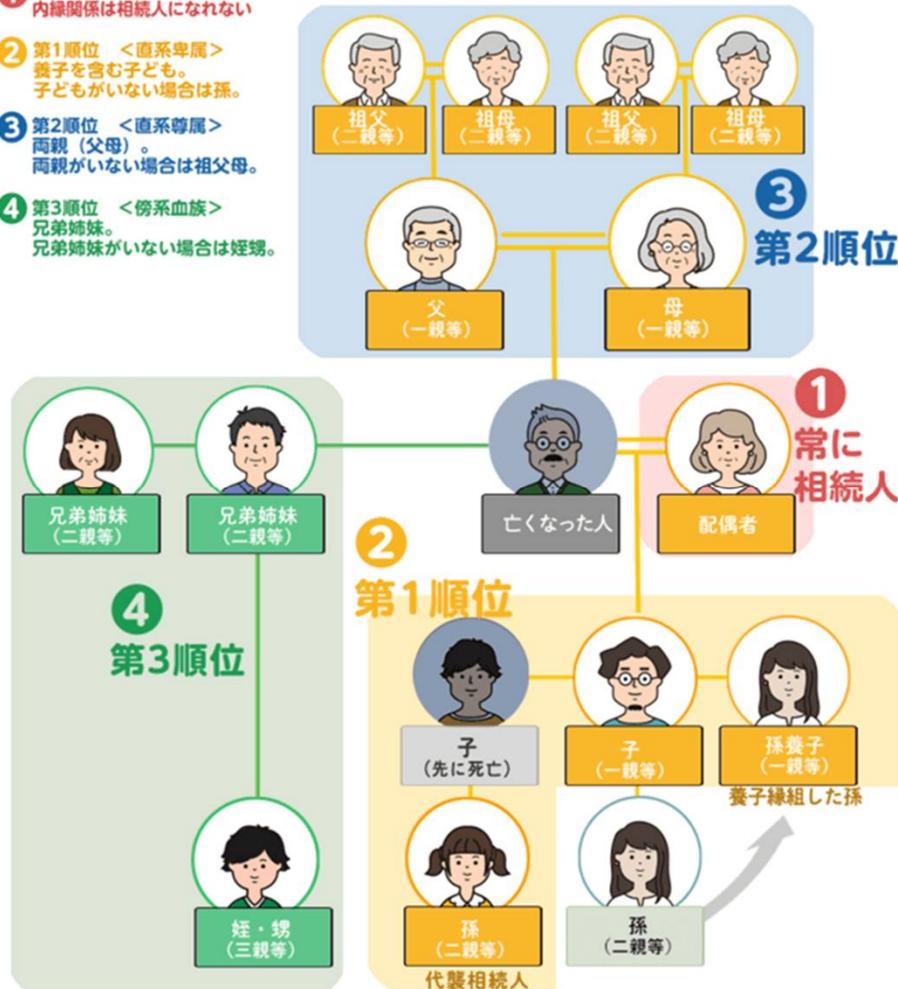
### 4. 分け方を話し合う



### 5. 名義変更や税金の続き

# まずは、誰が相続人になるの？

- ① 常に相続人 <配偶者>  
内縁関係は相続人にならない
- ② 第1順位 <直系卑属>  
養子を含む子ども。  
子どもがない場合は孫。
- ③ 第2順位 <直系尊属>  
両親（父母）。  
両親がいない場合は祖父母。
- ④ 第3順位 <傍系血族>  
兄弟姉妹。  
兄弟姉妹がいない場合は姪甥。



相続人は戸籍とたどって調べます



戸籍を調べるには…

戸籍の広域交付制度を利用すると便利です。

# 戸籍の取り寄せ（広域交付制度）

令和6年  
3月1日から

市区町村の窓口での

## 戸籍の証明書 の請求が便利 になります



**1** どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます！

**2** まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます！

**結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減**  
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。  
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

### 広域交付始まるの巻

ボクはコセキツネ！

令和6年3月1日から、戸籍証明書等を最寄りの市区町村の窓口でも取れるようになるんだ！さらに、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるよ！

とっても便利になるんだね！

そんなことはないよ！

君はだれ？

相続の手続きしたいけど、本籍地が全国各地にあるから戸籍証明書を集めるのが大変だなあ...

本人の戸籍証明書等だけでなく、  
・夫又は妻（配偶者）  
・父母、祖父母など（直系尊属）  
・子、孫など（直系卑属）  
の戸籍証明書等も請求できるよ！

#### 広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります（郵送や代理人による請求はできません）。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。
- コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

母 父  
妻 夫  
子 孫

なるほど！

今までより早く戸籍証明書が請求できるようになりましたよ！

これで相続登記もばっちりだね！

最寄りの窓口で取れたよ！

不動産登記課  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

ほかにも  
便利な制度が  
始まるよ！

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正 検索 Q 法務省+P



ここは注意です

# 遺産はどのように分ける？

**遺言書がある場合** ... その内容に従います

## **遺言書がない場合**

相続人全員で話し合います（遺産分割協議）

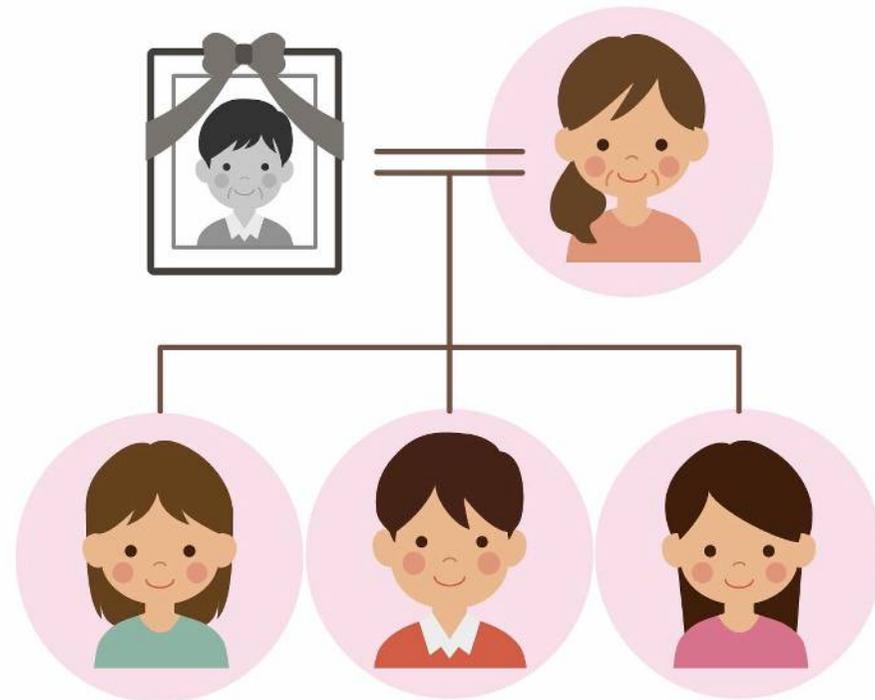
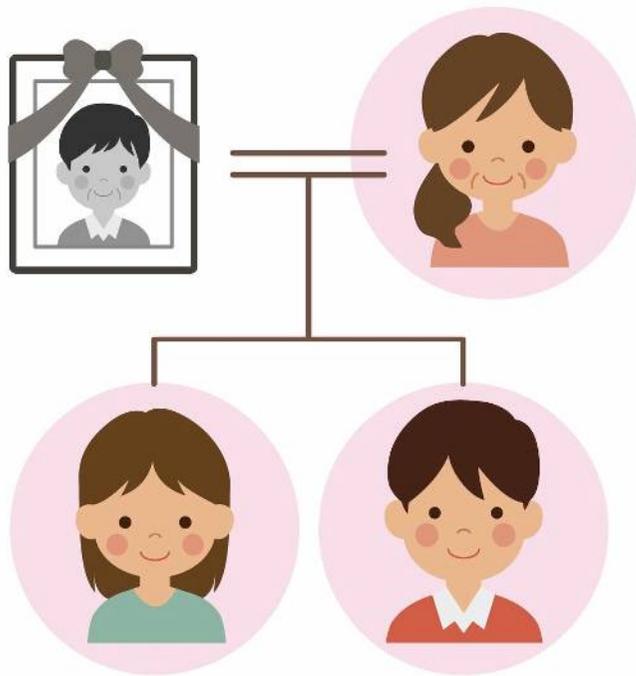
→ 話し合いがうまくいくよう、準備が大切です

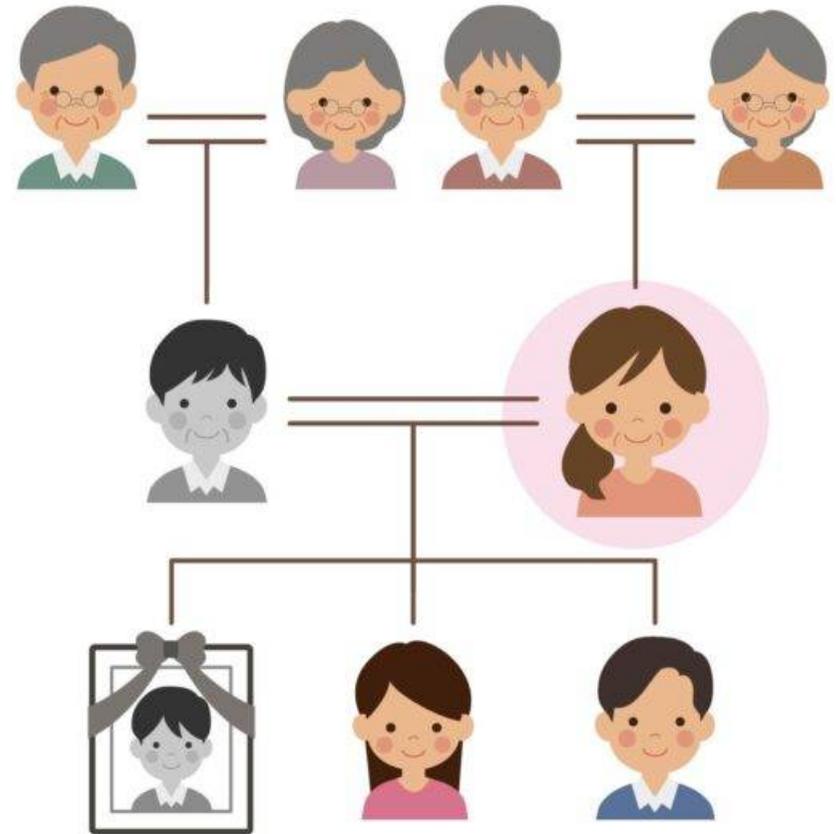
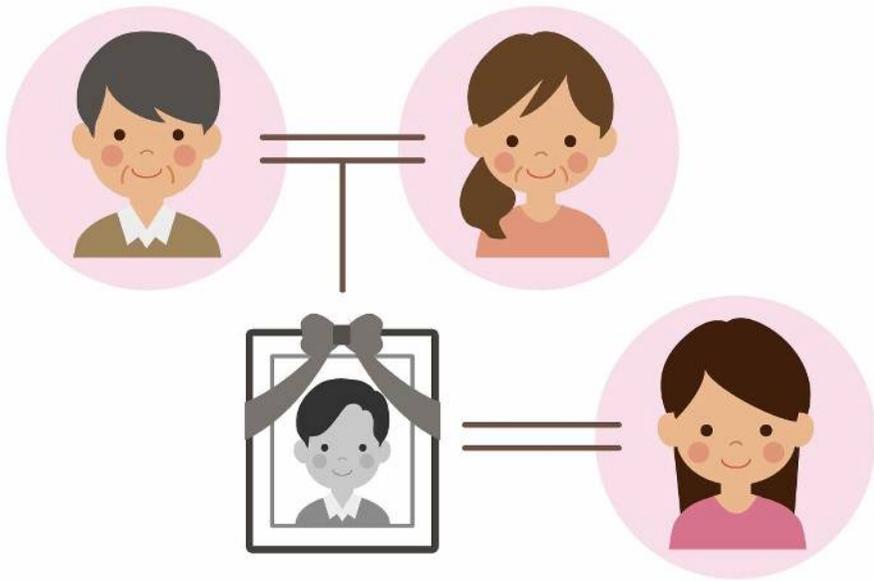


遺言書・遺産分割協議書の内容にしたがって各手続をしていきます。

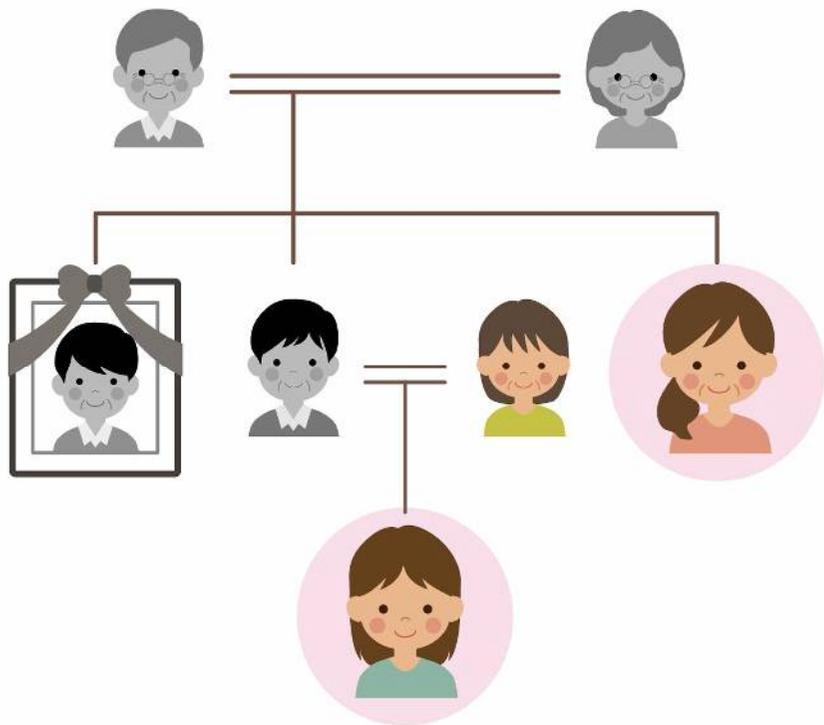
不動産 ... 登記手続  
預貯金等 ... 名義変更・解約手続  
相続税の申告

ここで問題👉…法定相続分はどのくらい？

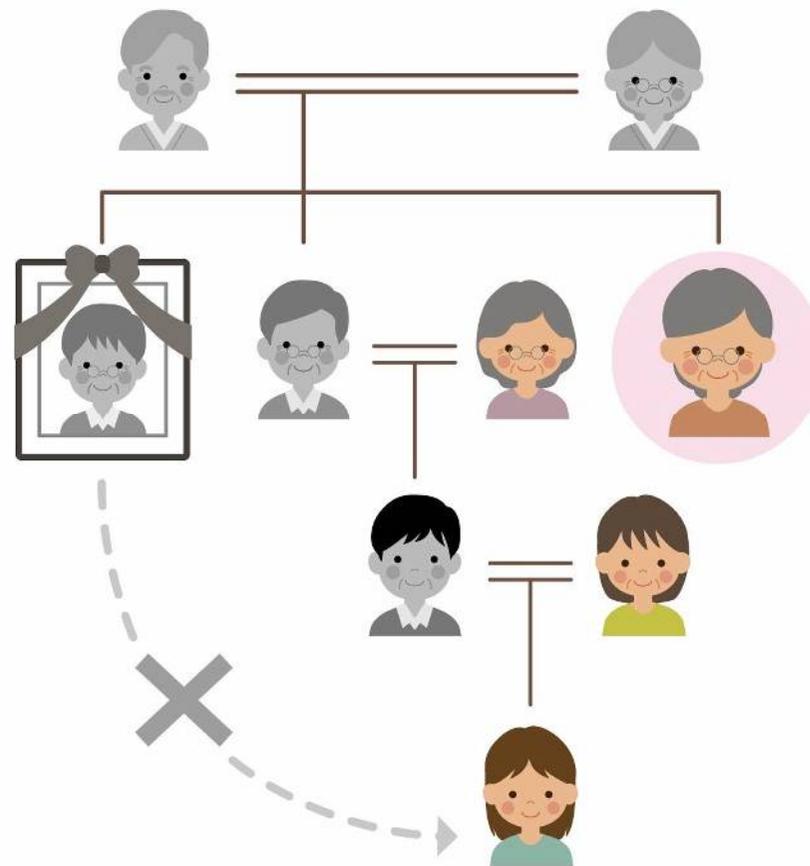




※被相続人の祖父母は全員先に他界



※被相続人の祖父母は全員先に他界



# 相続手続の流れをまとめると

- ◆ 死亡直後（～7日以内）
  - ・ 死亡届の提出
  - ・ 火葬許可申請
  - ・ 年金受給停止の手続
  - ・ 健康保険・介護保険の資格喪失届
  
- ◆ ～3か月以内
  - ・ 遺言書の有無確認
  - ・ 相続人の確定（戸籍収集）
  - ・ 財産調査・財産目録の作成
  - ・ 相続放棄・限定承認の検討（家庭裁判所）

◆ ～4か月以内

- ・ 準確定申告（所得税）

◆ ～10か月以内

- ・ 遺産分割協議・協議書作成
- ・ 名義変更（預金・不動産・車など）
- ・ 相続税の申告・納付

## 相続手続の中で行政書士がお手伝いできること

書類名	内容・目的
遺産分割協議書	相続人全員で遺産の分け方を決めた内容を記載する書類。登記や金融機関手続に必要。
財産目録	相続財産の一覧表。預貯金・不動産・株式・車などを整理して記載。
相続関係説明図（家系図）	相続人の関係を図式化したもの。戸籍に基づいて作成し、登記や金融機関手続に添付することも。
金融機関提出用の相続届出書類	預金の解約・名義変更などに必要な書類。銀行ごとに様式が異なるが、行政書士が代行作成可能。
自動車の名義変更書類	相続による車の名義変更に必要な申請書類。運輸支局への提出用。
各種委任状・申立書類	相続人の代理申請に必要な委任状や、役所・金融機関への申立書など。

# まとめ

- 相続手続は「順番に進めれば大丈夫」
- 不安なとき、わからないことは  
行政書士などに相談を 
- ご家族のために今から準備をしておくのがよいですね。

